

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人慧明会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市東本町537番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和63年12月20日

(4) 設立登記年月日 昭和64年1月4日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	貞松 俊弘	貞松病院管理者
常務理事	不老 隆	
理 事	久我 哲也	
同	川原 俊夫	
同	中島 久代	
同	向江 健治	
監 事	久松 清彦	
同	渡海 昇	
評 議 員	中澤 和嘉	(1)
同	山田昌登嗣	(1)
同	荒木 文明	(1)
同	村上 信成	(1)
同	貞松 厚子	(1)
同	藤川 琢也	(1)
同	田中智香子	(1)
同	烏山 雅之	(3)
同	萩尾 敏博	(3)
同	岡本 義則	(3)

同	大塚 真一	(3)
同	高尾 徹	(4)

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	貞松病院	長崎県大村市東本町537番地	一般病床 76床
診療所			
介護老人 保健施設			

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月21日	令和2年度決算の決定
令和3年5月28日	令和2年度決算の決定の承認
令和3年5月28日	役員報酬改定の決定
令和4年3月18日	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
令和4年3月18日	令和4年度の借入金額の最高限度額の決定
令和4年3月25日	令和4年度の事業計画及び収支予算決定の承認
令和4年3月25日	令和4年度の借入金額の最高限度額決定の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

令和3年5月	PCR検査機器の購入
令和3年7月	防災用自家発電の更新
令和4年2月	医療用画像システム SYNAPS の更新
令和4年2月	電子カルテネットワークの更新
令和4年3月	電話設備の更新

法人名 医療法人慧明会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市東本町537番地

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	574,900	I 流動負債	115,385
現金及び預金	326,132	支払手形	0
事業未収金	236,990	買掛金	23,927
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	5,745	未払金	82,822
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	7,398	未払法人税等	207
繰延税金資産	0	未払消費税等	1,087
その他の流動資産	△ 1,365	繰延税金負債	0
II 固定資産	905,637	前受金	0
1 有形固定資産	725,735	預り金	7,342
建物	312,133	前受収益	0
構築物	9,552	〇〇引当金	0
医療用器械備品	41,642	その他の流動負債	0
その他の器械備品	21,467	II 固定負債	81,134
車両及び船舶	4,566	医療機関債	0
土地	334,931	長期借入金	81,134
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	1,444	〇〇引当金	0
2 無形固定資産	22,766	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	196,519
ソフトウェア	22,454	純資産の部	
その他の無形固定資産	312	科目	金額
3 その他の資産	157,136	I 資本金	0
有価証券	0	II 資本剰余金	45,000
長期貸付金	0	III 利益剰余金	1,239,018
役員等長期貸付金	0	〇〇積立金	0
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	1,239,018
繰延税金資産	0	IV 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	157,136	その他の有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	1,284,018
資産合計	1,480,537	負債・純資産合計	1,480,537

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人慧明会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市東本町537番地

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	1,497,471	1,497,471
2 事業費用	1,490,926	
(1)事業費	1,490,926	
(2)本部費	0	1,490,926
本来業務事業利益		6,545
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		6,545
II 事業外収益		
受取利息	26	
その他の事業外収益	31,547	31,573
III 事業外費用		
支払利息	206	
その他の事業外費用	72	278
経常利益		37,840
IV 特別利益		
固定資産売却益	74	
その他の特別利益		74
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	71	71
税引前当期純利益		37,843
法人税・住民税及び事業税	8,501	
法人税等調整額	0	0
当期純利益		29,342

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人慧明会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市東本町 5 3 7 番地

財 産 目 録

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	1,480,537 千円
2. 負 債 額	196,519 千円
3. 純 資 産 額	1,284,018 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	574,900
B 固 定 資 産	905,637
C 資 産 合 計 (A+B)	1,480,537
D 負 債 合 計	196,519
E 純 資 産 (C-D)	1,284,018

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人慧明会

理事長 貞松 俊弘 殿

私たちは、医療法人慧明会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月20日

医療法人慧明会

監事 久松 清彦

監事 渡海 昇

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。